「不利益処分」基準等公開票(法律又は命令)

	<u> </u>
不利益処分名	産業廃棄物処理施設に係る改善命令等
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の7
所 管 課	環境保全部 環境対策課
処 分 基 準	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (改善命令等) 第15条の2の7(要旨) 次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設(その処理施設が第15条の2の5の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されている場合における当該一般廃棄物処理施設を含む。以下この条において同じ。)の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。 (1) 第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第15条の2第1項第1号若しくは第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。 (2) 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第15条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。 (3) 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。(4) 産業廃棄物処理施設の設置者が第15条の2第4項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別 ・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の根拠条項等) 行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項